

保護者様

学校感染症による出席停止について

生徒の皆さんが健康な状態で生活するために、感染症の流行を予防することは極めて重要です。学校においては、予防すべき感染症の種類等が下表（学校保健安全法施行規則）のとおり定められており、他の生徒に感染する可能性がある期間は出席することができません。万一感染が疑われる場合は、主治医と相談のうえ十分療養し、感染のおそれがなくなってから登校するよう、お願いします。
なお、この出席停止の期間は欠席の扱いとはなりません。

<医師からの診断後から登校まで以下のとおりとなります>

1. 医師から感染症と診断される。（自己判断せず、必ず医師の診断を受けてください。）
2. 保護者が学校に連絡する。
3. 医師から登校の許可が出るまで療養する。
4. 医師から登校許可が出たら、「感染症証明書」を医師に記載していただき、必ず登校時に担任に提出する。

*「感染症証明書」は、桐蔭中学校、桐蔭高等学校ホームページ「学校情報」「各種ダウンロード」内からも用紙は印刷できますのでご利用ください。

<学校感染症の種類>

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、中東呼吸症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ◎条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染 その他の伝染病 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、手足口病、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症等）

インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで